

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった個人情報の一部を非開示とした決定は、別表2に掲げる部分は開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和3年9月16日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例(平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求の内容は、次のとおりである。

ア 浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会が私が関係する案件(3件)について〇〇〇〇年〇月〇〇日に学長に提出した報告書一式

イ 上記案件(3件)について調査員による報告書一式

(3) この請求に対して実施機関は令和3年11月1日付けで次のとおり決定(以下「本件決定」という。)を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

(ア) 浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会があなたに関する案件(3件)について〇〇〇〇年〇月〇〇日学長に提出した文書一式

(イ) 〇〇〇〇年〇月〇〇日付、学長に提出されたハラスメント防止委員会からの報告書に関して、あなた以外に実施された調査員による事実関係の調査報告書

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

(ア) 開示請求に係る個人情報のうち、報告書提出日、提出先、作成者、表題、あなたの苦情の訴え・聞き取り内容、ページ番号以外の記載内容

(イ) 開示請求に係る個人情報のうち、調査場所、調査員、ページ番号以外の記載内容

エ 開示しない理由

条例第13条第3号及び第7号に該当

当該部分には、開示請求者以外の個人である関係者等の心情や主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。また当該情報は、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずると認められるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年12月23日付けで実施機関に審査請求を行った。

- (5) 実施機関は、条例第 34 条第 1 項の規定に従い、令和 4 年 7 月 8 日付けで当審査会に諮問書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和 7 年 6 月 25 日付けで非開示とした部分の一部開示及び開示しない理由に誤りがあったとして、別表 1 の部分について部分開示変更決定(以下「変更決定」という。)を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

個人情報部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書、意見陳述及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第 13 条第 3 号(本文)該当性は否定されるべきこと

- (ア) 申立人の氏名が既に審査請求人に伝達されており非開示情報から除外されるべきこと

実施機関は、「非開示部分に開示請求者である私以外の申立者の主張が具体的に記載されており、特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる」と主張する。

しかしながら、私がハラスメント相手方となった案件につき申立者が〇〇〇〇と〇〇〇であることは、ハラスメント防止委員会や調査委員からの通知等により既に私に伝達されているものであるし、また、今後ハラスメント手続により伝達が予定されなければならない情報である。

したがって、実施機関が非開示とした箇所は、県条例第 13 条第 3 号アが非開示情報の除外として定める「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することは明白である。

- (イ) 公正な聴聞への権利、あるいは法の適正な手続の要請から相手方の主張は審査請求人に開示されるべきこと

何人もその権利や正当な期待について不利益を被る処分を課せられる場合は、事前に自らに対してなされた主張を告知され、それに応答する公正な機会を与えられるべきことを要請する。この、公正な聴聞への権利(the right to a fair Hearing)、あるいは法の適正な手続(due process of law)の要請は、法の一般原則であり、刑事手続、行政手続のみならず、労働契約上の関係にも妥当する。

使用者による労働者へのハラスメント手続・懲戒手続が、刑事罰に類似した制裁を予定するものである以上、相手方の主張する苦情申立事由や懲戒事由を事前に告知し、告知と聴聞の権利の要請を満たすことが事業者課せられた法的義務であることは明らかである。

ところが、今回、実施機関側は、私の公正な聴聞への権利をことごとく蹂躪してきた。

- (ウ) 相手方の主張についての正確な説明・根拠なしにハラスメント認定がなされていること

第一に、ハラスメント防止委員会は、私に対し、弁明の機会を付与することなしに私が〇〇〇に送ったメールの文言の一部をハラスメントと認定している。また、〇〇〇が具体的にどのような被害を被ったのかについても明らかにしていな

い。

- (エ) ハラスメント防止委員会による報告書の開示すらないままハラスメント手続・懲戒手続が進められたこと

ハラスメント防止委員会報告書は、ハラスメント委員会が法に従った事実認定ならびに法解釈がおこなわれているか否かを検証するのに不可欠な「証拠」である。ところが、実施機関側はこれを相手方のプライバシーに関わるなどとして、私の要求にも関わらずこの開示を一貫して拒否し続けている。

公正な聴聞への権利は、法が保護する人の生命、自由、財産等の実体的権利の保障を手続面でも裏打ちするものである。ハラスメント手続・懲戒手続が労働者の名誉権、人格権のみならず、労働者の生活・財産にも大きな影響を与えうる手続きである以上、これらの法益を保護するために、法は法の適正な手続きを事業主に求めている。しかれば、ハラスメント防止委員会がおこなった事実認定・結論・理由が記載された「報告書」「事実関係の調査報告書」の内容を審査請求人が把握することは「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（県条例第 13 条第 3 号イ）として審査請求人に開示される必要がある。

- イ 条例第 13 条第 7 号該当性は否定されるべきこと

- (ア) 当該文書はハラスメント防止委員会の結論や調査員による事実関係調査を記載した内容であり相談業務そのものではないこと

ハラスメント防止委員会による「報告書」や調査員による「事実関係の調査報告書」は、ハラスメント防止委員会が認定した事実関係や、法適用に際しての理由、結論等が記載されているものであり、裁判に於ける本文・理由付けに相当する箇所である。ハラスメント手続による措置が相手方の人格権・名誉権を不当に侵害する恐れがある手続きであり、また本学におけるハラスメント手続が労働者の懲戒にも直結するものである以上、事業主による恣意的な裁定・処分を抑止するためにも、いかなる事実認定がおこなわれ、どのような理由に基づき法が適用されたのかを知ることは、公正な聴聞への権利として申立人・相手方双方が一致して享受すべきものである。そもそも、本学のハラスメント防止規程もハラスメント防止委員会による相談業務と、審議・措置に関する業務を明白に区別して定めており、後者を前者と混同する実施機関の主張は失当である。

- (イ) 仮に相談に関する情報が記載されていると解したとしても、公正な聴聞への権利の観点から原則その情報は審査請求人に伝えられるべきものであること

懲戒処分対象者には告知と聴聞の権利が与えられるべきことは上述アの通りであり、申立人である〇〇〇〇と〇〇〇の主張する事実、主張等は、審査請求人である私に伝達することが法的・制度的に予定されていると言うべきである。したがって、仮に、当該文書中の情報の中に相談に関する情報が含まれると解したとしても、公正な聴聞への権利の観点から原則としてその情報は相手方(審査請求人)に伝えられるべきと解すべきである。

したがって、ハラスメント防止委員会による「報告書」や調査員による「事実関係の調査報告書」は審査請求人の防御権に係る内容でありその内容は全面的に相手方(審査請求人)に開示されるべきものである。

- (ウ) 事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえないこと

実施機関は、「当該情報が開示されるとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相

談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となる」と主張する。しかしながら、告知と聴聞の権利が相手方・処分対象者に存する以上、申立人の主張は原則、相手方に伝達されるべきことがハラスメント手続ならびに懲戒手続において予定されているはずである。相手方に、申立人の主張が正確に伝達されないとなると、相手方の告知と聴聞の権利が侵害されるのみならず、相手に弁明の機会が不十分にしか与えられないことにより、事業主側が正確な事実関係を把握することがむしろ困難となるものである。

実施機関は、「事務の遂行に著しい支障を生ずる」ケースとして、相手方が申立人に対し、圧力を加えること等を想定しているのかもしれない。しかしながらそのような二次被害は事業主が安全配慮義務を適切に履行するのであれば具現化するものではない。

「島根県個人情報保護条例解釈運用基準」も「『支障』の程度については名目的なものではなく実質的なものであること」を要求しており、かかる解釈に照らしても、仮に相談に関する情報が記載されていると解したとしても、「事務の遂行に著しい支障を生ずる恐れがある」とする実施機関の主張が失当であることは明白である。

(エ) 実施機関が部分開示義務を果たしていないこと

以上に見てきたとおり、実施機関の部分開示決定は失当であることは明白である。仮に、非開示とされた箇所に関し、なお非開示情報に該当する箇所が残っていたとしても、その箇所のみ区分して開示すれば足りるはずである。今回の如く、申立人の主張や、防止委員会の判断、認定事実等の大半を非開示としたことは、部分開示義務(県条例第14条)にも違背することも指摘しておきたい。

ウ 弁明書が審査請求人の主張に事実上応答していない件について

審査請求人は2021年12月23日付で審査請求をおこなった際に、詳細な理由と根拠を示し、処分庁がおこなった個人情報部分開示決定処分(令和3年11月1日指令公法島第189号)の違法・不当性を指摘した。

ところが今回、処分庁が提出した弁明書(令和4年5月31日公法島第80号)では、審査請求人が指摘する論点についてほとんど弁明を試みることなく、処分の際の理由とほぼ同内容の「弁明の理由」を付すのみである。

そもそも、不服審査手続に於いて弁明書と反論書の提出が制度化されている趣旨は、不服審査手続に当事者主義的要素を導入することにより、審査請求人と処分庁に攻撃・防御の機会を付与し、ひいては審理の公正を維持する点にある。

この趣旨に照らせば、「審査請求書に具体的に処分の違法性または不当性について記載がある場合」には、処分庁側は「これに対応する形で、処分が違法または不当でないことを示す根拠または事実を処分時よりも具体的に示す」義務を負っていると解されるべきである。

今回、処分庁は、審査請求人が主張する処分の違法性の主張には全くといっていいほど回答しておらず当該義務違反は明白である。不服審査手続の制度趣旨(当事者主義的要素の導入)を没却させかねない処分庁の対応は遺憾であるといわざるを得ない。強く抗議する。

エ 審査請求から弁明書の送付までに5か月以上を要している件について

審査請求人は2021年12月23日に本件不服審査請求をおこなったが、処分庁・審査庁による弁明の提出・送付は2022年5月31日付であり実に5ヶ月以上を要している。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分をおこなう法的義務を負っている(行政不服審査法第3条参照)。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は 28 日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が 1 ヶ月であったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったのではないかと疑念を拭うことができない。この点についても、処分庁・審査庁には猛省を求めたい。

オ 本件審査請求を容認するとの裁決をあらためて求める。

なお、行政不服審査法第 50 条は、裁決書の必要記載事項を定めているが、審査庁には理由提示に関して、一般の行政処分で要求される理由附記の義務が妥当する。

さらに審査庁には「その理由説明のためには、審査請求人が主張する事由に対応して、主文に到達した推論過程を明らか」にする義務も負っていることを指摘しておこう。審査庁に課せられたかかる法的義務を踏まえ、詳細な理由付けを付した公正な裁決を求めるものである。

カ 浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会が報告書の内容を相手方に通知してきた事実があること

処分庁は、非開示の理由として相談業務等（条例第 13 条第 7 号）であること等を主張し、浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会作成の報告書の核心部分（結論・理由付等）を非開示としている（また、労働委員会の場合でも大学法人側はハラスメント防止委員会報告書の結論は通知していないとの説明を行っていた）。

しかしながら、私が別途情報公開請求で入手した文書により、別のハラスメント苦情申し立て事案に関し、ハラスメント防止委員会側が報告書記載の情報を苦情申し立ての相手方（審査請求人とは別の浜田キャンパス教員）に通知していたことが判明した。

従前、ハラスメント防止委員会が報告書記載の情報を相手方に通知していた事実は、処分庁が非開示とする根拠そのものに理由がないことを示している。

キ 諮問委員会の結論を労働委員会調査の場で自ら明らかにした〇〇〇〇の発言
 条例第 13 条第 3 号ア該当事由の発生について

私は2022年3月に、本報告書の不開示を含む使用者側の6つの行為に関し、島根県労働委員会に対して不当労働行為救済申立をおこなった。この救済申立手続において、労働委員会側が使用者側にハラスメント防止委員会報告書の提出を求めるも、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、当該文書が本不服審査請求の対象となっていることを理由に当該文書の提出を拒んできた。

しかしながら、本年３月２日に実施された〇〇証人への尋問において、これまで隠蔽してきたハラスメント防止委員会報告書の核心部分に係る重要な内容を明らかにした。すなわち、〇〇は、〇〇〇の苦情申し立て事案のみならず、〇〇〇〇の苦情申し立て事案に関しても、ハラスメント防止委員会が学長に提出した報告書に「ハラスメントに相当する」との記載があることを認めるに至った。

〇〇の発言は、報告書記載の核心部分について、その内容を明らかにしたものである。このことは、非開示箇所全体につき、島根県個人情報保護条例第13条第3号アが定める「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」た「情報」としての開示義務(第13条)も発生したものと審査請求人は考える。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

学長への報告書については、島根県個人情報保護条例第13条第3号アに該当する報告書提出日、提出先、作成者、申立者(相談者)の氏名を開示している。

調査員の報告書については、同条例第13条第3号アに該当する調査員を開示している。

なお、調査対象者に申立者以外の関係者等が含まれていることから、以下の理由により、開示しないこととした。

非開示とした情報は、開示請求者以外の個人である申立者の心情や主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外特定の権利利益を害するおそれがあると認められるため、同条例第13条第3号に該当する。

また、個人情報開示請求のあった文書は、同条例第13条第7号アに該当する職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、申立者から提出された文書等の内容をそのまま開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が、相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生じる恐れがある。

よって、令和3年11月1日付の部分開示の決定に違法及び不当な点はなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件開示請求は、いずれも島根県立大学の特定の教職員と審査請求人(以下「申立人」という。)がキャンパス・ハラスメントに関する調査を受けた際に調査員が作成した報告書(以下「報告書」という。)に記載された、審査請求人を本人とする個人情報の開示を求めるものである。

島根県立大学では、キャンパス・ハラスメントに関する調査、報告等については、「公立大学法人島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(以下「防止規程」という。)の中で規定しており、本件対象個人情報の記載された報告書もこの手続きの中で提出されたものである。

防止規程第5条第2項では、教職員学生等が就労又は就学に際して、キャンパス・ハラスメントによる被害を受けた場合の苦情申立及び相談は、キャンパスごとに置かれる所属相談員に申し出ることによって行うと規定されている。

また、防止規程第10条第3項では、「相談員は相談内容を記録し、相談者の了解を得て、ハラスメントの防止や発生時の対応のためキャンパスごとに置かれるキャンパス・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)に報告しなければならない。」と規定されている。

さらに、防止規程第13条では、「防止委員会は、第10条第3項に規定する報告があった場合に、経過及び調査結果を学長及び関係部局長に報告しなければならない。」と規定されている。

実施機関は、本件対象個人情報については、防止規程第5条第2項により各申立人から所属相談員に提出し、防止規程第10条第3項により当該所属相談員から防止委員会に提出され、防止委員会から学長に提出された報告書を本件対象個人情報が記

載された公文書として特定している。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関は、非開示とした部分を条例第13条第3号及び第7号に該当すると主張しており、当審査会は当該情報を見分した上で、非開示情報該当性について判断することとする。

また、実施機関は、令和7年6月25日付けで非開示とした部分の一部開示及び開示しない理由に誤りがあったとして、別表1の部分について変更決定を行った。

本件諮問は、原決定及びそれに対する審査請求に係るものであり、変更決定により原決定が取り消されるが、非開示とされた部分を限度として当初決定の取り消しを求める利益は失われないと解すべきである。

したがって、本件審査請求は、原決定及び変更決定の双方を通じて非開示とされた部分についてのみ、その効力を維持し、変更決定後の非開示部分を審査対象として、条例に規定する非開示情報に該当するか否かを判断することとする。

(3) 条例第13条第7号について

本号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるものについては、非開示とすることを定めたものである。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接かかわる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

同号本文では、「次に掲げるおそれ」の例示として、同号アに、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

(4) 条例第13条第7号該当性について

ア 実施機関は非開示の理由として、同号アに掲げる相談等に関する情報であり、職員個人からの相談に伴う事務であって、当該情報が開示されることとなると、今後同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると説明している。

なお、当該非開示情報が開示されることで、上記のとおり相談事務の適正な遂行に著しい支障のおそれとなるかについて上記実施機関の説明だけでは判断が困難なため、実施機関に、さらなる具体的な説明を求めたところ、次の通りであった。

当該情報が開示されることとなれば、今後、ハラスメントの相談者は相談内容がハラスメント行為者に伝わることを恐れて、開示されても支障のない範囲で相談に留めたり調査へ回答したりすることとなり、ハラスメントの相談や調査の著しい支障を生ずることとなる。

イ 当審査会として、上記実施機関の説明のとおり、相談に伴う事務として非開示にすることが妥当かどうか、防止委員会の適正な事務を阻害するおそれがあるか、以下検討する。

(ア) 当審査会において報告書の非開示部分を再度見分したところ、防止委員会が関

係者から聴取した内容や防止委員会に置けるハラスメント事案に対する判断及び意見であり、これを開示すると、今後、同様の委員会に置いて、被聴取者等からの協力を得られなくなるなどハラスメント調査に関する事務の適正な遂行に支障が生ずるといった実施機関の主張は不合理とは言えない。

(イ) また、防止規程第17条では、防止委員会委員、調査員及び相談員は、キャンパス・ハラスメントに対応するにあたっては、当事者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないとプライバシー等の保護について想定している。

(ウ) 上記、(ア)、(イ)を踏まえると実施機関が非開示とした部分は、本件防止委員会の審議の過程、判断、意見等にかかる情報に該当すると考えるが、以上から第7号アに該当し、非開示とすることが妥当であると判断する。

(エ) ただし、非開示情報の中には、審査請求人から提出された追加意見書により、客観的な事実で審査請求人が既に了知していると考えられる情報の記載があると認められるため、この点について検討する。

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、開示請求のあった個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、原則開示の義務を定めている。この趣旨に照らすと、当該情報について、開示することにより得られる審査請求人の利益と、開示することにより生ずる業務上の支障とを比較衡量し、なお、当該事務事業の遂行に支障が生ずるか否かによって判断することが妥当である。

このような見地から本件報告書及び実施機関が審査請求人に通知した文書を見ると、ハラスメント相談の日付や訴えの要旨及び防止委員会の判断等の客観的な事実があることが認められる。そして、これは防止委員会又は学長名で審査請求人に対して通知されたものであり、審査請求人が既に了知していると考えられる情報でもある。

したがって、これを開示しても、さらなる不利益が生じる蓋然性があるとはいえず、条例第13条第7号アに該当しない。

また、条例第13条第7号アに該当しないと判断した部分について、条例第13条第3号該当性について以下検討する。

(5) 条例第13条第3号について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示情報に該当すると規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報（同号ただし書ア）、人の生命等を保護するために開示が必要な情報（同号ただし書イ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）は、非開示情報からは除かれる。

(6) 条例第13条第3号該当性について

実施機関は非開示の理由として、開示請求者以外の個人である関係者等の心情や主張が具体的に主張されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると説明し

ている。

上記実施機関の説明だけでは、開示請求者以外の個人情報として非開示とすべきとは考えにくい。このため、実施機関にどのような理由で開示請求者以外の特定の個人に関する情報として非開示としているかさらなる具体的な説明を求めたところ、次の通りであった。

審議の内容を開示すると、審査請求人以外の個人の秘密保持の権利利益を侵害するおそれがあるうえ、今後、委員間の率直な意見交換を阻害する可能性がある。

条例第13条第7号アに該当しないと判断した箇所については審査請求人が了知している情報であることから、実施機関の追加説明をもってしても、条例第13条第3号に該当しないと考える。

したがって、開示することで不利益を生じさせる蓋然性が認められない客観的事実かつ本人了知の部分である別表2については条例第13条第3号及び条例第13条第7号アに該当しないため開示すべきである。

- (7) 以上のことから、別表2に掲げる部分以外を条例第13条第7号アに該当し非開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は開示すべきである。
- (8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

- (9) 当審査会の籠橋有紀子委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

6 付言

対象個人情報の取扱いについて、実施機関は条例の規定に基づき適切に判断する必要があったため、審査会として以下付言する。

審査請求人が提出した追加意見書を当審査会が見分したところ、実施機関が非開示としている箇所の一部は客観的な事実で本人が了知している内容であることが分かった。

実施機関は自ら条例第13条第7号に該当すると主張する一方で、当該部分の一部を既に審査請求人へ伝えていることから開示・非開示の判断に一貫性が見受けられない。

今後、実施機関においては、開示・非開示の判断が適切に行われていないのではないか、といった不信感を招くことのないよう、慎重な対応を望みたい。

別表1

字数：句読点・記号を含む

対象公文書	非開示から開示と判断された部分
令和2年12月4日に苦情相談があった事案に関する報告書	3. 事実関係調査による概要のうち 上から2行目8文字目から18文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況のうち 上から5行目7文字目から17文字目まで 7. 添付書類のうち 上から3行目16文字目から19文字目まで
令和2年12月8日に苦情相談があった事案に関する報告書	3. 事実関係調査による概要のうち 上から2行目11文字目から21文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況のうち 上から5行目7文字目から17文字目まで 7. 添付書類のうち 上から2行目16文字目から19文字目まで
令和3年1月12日に苦情相談があった事案に関する報告書	3. 事実関係調査による概要 上から2行目8文字目から19文字目まで 2ページ目上から1行目1文字目から11文字目まで 2ページ目上から2行目1文字目から12文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況のうち 上から5行目7文字目から18文字目まで 12ページ目上から3行目7文字目から17文字目まで 12ページ目上から7行目7文字目から18文字目まで 7. 添付書類のうち 上から1行目35文字目から39文字目まで 上から3行目16文字目から20文字目まで 上から5行目16文字目から19文字目まで 上から6行目16文字目から20文字目まで
事実関係の調査報告書	1ページ目上から3行目1文字目から14文字目まで
令和3年1月26日に聞き取りを行った事案の事実関係の調査に関する調査報告書	1ページ目上から3行目1文字目から15文字目まで
令和3年3月8日に聞き取りを行った事案の事実関係の調査に関する調査報告書	1ページ目上から3行目1文字目から14文字目まで
事実関係の調査に関する報告書(追加)	1ページ目上から3行目1文字目から15文字目まで

別表 2

字数：句読点・記号を含む

対象公文書	開示すべき部分
令和 2 年12月 4 日に苦情相談があった事案に関する報告書	2. 苦情相談の訴え（要旨）のうち 上から 1 行目 1 文字目から 5 行目37文字目まで 3. 事実関係調査による概要のうち 上から 2 行目19文字目から30文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況のうち 上から 6 行目 4 文字目から13文字目まで 上から 7 行目 5 文字目から13文字目まで 7. 添付書類のうち 上から 3 行目 1 文字目から15文字目及び20文字目から26文字目まで
令和 2 年12月 8 日に苦情相談があった事案に関する報告書	3. 事実関係調査による概要のうち 上から 2 行目22文字目から33文字目まで 4. 防止委員会の判断のうち 上から 8 行目 1 文字目から 9 行目 3 文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況 上から 6 行目 4 文字目から18文字目まで 上から 7 行目 5 文字目から13文字目まで 7. 添付資料のうち 上から 2 行目 1 文字目から15文字目及び20文字目から26文字目まで
令和 3 年 1 月12日に苦情相談があった事案に関する報告書	2. 苦情相談の訴え（要旨）のうち 上から 1 行目 1 文字目から10行目 7 文字目まで 3. 事実関係調査による概要のうち 上から 2 行目20文字目から34文字目まで 4. 防止委員会の判断のうち 11ページ目上から 6 行目39文字目から 9 行目19文字目まで 6. キャンパス・ハラスメント防止委員会及び事実関係調査の実施状況 上から 6 行目 4 文字目から13文字目まで 上から 7 行目 5 文字目から16文字目まで 7. 添付書類のうち 上から 3 行目 1 文字目から15文字及び21文字目から30文字目まで
事実関係の調査報告書	1 ページ目上から 1 行目 1 文字目から21文字目まで 1 ページ目上から 6 行目 1 文字目から 8 文字目まで 1. 訴えとしている行為のうち 上から 1 行目 1 文字目から 7 行目15文字目まで
令和 3 年 1 月26日に聞き取りを行った事案の事実関係の調査に関する	1 ページ目上から 1 行目 1 文字目から10文字目まで 1 ページ目上から 6 行目 1 文字目から12文字目まで 1. 訴えの対象としている行為のうち

る調査報告書	上から 6 行目 1 文字目から16行目23文字目まで
--------	-----------------------------

(諮問第 5 1 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4 年 7 月 8 日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 6 年 6 月 6 日 (審査会第 1 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 7 月 4 日 (審査会第 2 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 8 月 8 日 (審査会第 3 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 9 月 1 2 日 (審査会第 4 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 1 0 月 2 4 日 (審査会第 5 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 1 2 月 3 日 (審査会第 6 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (審査会第 7 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 1 月 3 0 日 (審査会第 8 回目)	審査請求人の意見陳述、審議
令和 7 年 2 月 2 7 日 (審査会第 9 回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 3 月 2 7 日 (審査会第10回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 4 月 2 4 日 (審査会第11回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 6 月 5 日 (審査会第12回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 6 月 2 5 日	実施機関の部分公開変更決定
令和 7 年 7 月 3 日 (審査会第13回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 7 月 3 1 日 (審査会第14回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 8 月 2 8 日 (審査会第15回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 9 月 2 5 日 (審査会第16回目)	審議 (第 1 部会)
令和 7 年 1 0 月 1 6 日 (審査会第17回目)	審議
令和 7 年 1 1 月 1 3 日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)
 島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿
 (令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会

※本件諮問案件については、籠橋有紀子委員は審議に参加していない。